

官 報

号 外

昭和二十六年十月二十七日

○第十二回 衆議院 會議 録 第九号

昭和二十六年十月二十七日(土曜日)

議事日程 第八号

午後一時開議

第一 電信電話料金法の一部を改正する法律案
正する法律案(内閣提出)

第二 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)
●本日の會議に付した事件
日程第一 電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)
郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時五十六分開議
○議長(林義治君) これより會議を開きます。

第一 電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林義治君) 日程第一、電信電話料金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員長關内正一君。

電信電話料金法の一部を改正する法律案

電信電話料金法の一部を改正する法律

電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表一中第一類及び第二類を次のように改める。

第一類 電報に関する料金

料 金 種 別

單

位

料

金

額

第一 電報料

一 普通電報料

(一) 市内電報料

基本料

和文十字) まで
欧文五語) まで

三十円

累加料

和文五字) まで
欧文一語) ごとに
追加一名あてごとに

七円

名あて料

和文十字) まで
欧文五語) まで
追加一名あてごとに

七円

(二) 市外電報料

基本料

和文十字) まで
欧文五語) まで

五十円

累加料

和文五字) まで
欧文一語) ごとに
追加一名あてごとに

十四円

名あて料

和文十字) まで
欧文五語) まで
追加一名あてごとに

十四円

二 翌日配達電報料

基本料

和文十字) まで
欧文五語) まで

三十円

累加料

和文五字) まで
欧文一語) ごとに
追加一名あてごとに

七円

名あて料

和文十字) まで
欧文五語) まで
追加一名あてごとに

七円

三 無線電報料

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 電信電話料金法の一部を改正する法律案

基本料

和文十字) まで
欧文五語) まで

百円

累加料

和文五字) まで
欧文一語) ごとに
追加一名あてごとに

二十円

名あて料

和文十字) まで
欧文五語) まで
追加一名あてごとに

二十円

四 医療無線電報料

基本料

和文十字) まで
欧文五語) まで

五十円

累加料

和文五字) まで
欧文一語) ごとに

十円

五 新聞電報料

基本料

和文五十字) まで
欧文十語) まで

十五円

累加料

和文五十字) まで
欧文十語) ごとに

十円

六 新聞無線電報料

基本料

和文五十字) まで
欧文十語) まで

三十円

累加料

和文五十字) まで
欧文十語) ごとに

二十五円

七 放送無線電報料

基本料

和文五十字) まで
欧文十語) まで
一日放送(和文五百字) まで
字語数(欧文百語) まで

三十円

八 同報無線電報料

(一) 模写方式による場合

(1) 時間 予約 送信料 一日予約時間三十分までごとに
一受信人につき一日予約時間三十分
する(受信料) までごとに

(月額) 一万円
(月額) 三千円
(月額) 三百円

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 電信電話料金法の一部を改正する法律案

(2) 時間超過 送信料 一日超過時間三十分までごとに 受信人につき一日超過時間三十分 までごとに	(日額) 六百三十円
	(月額) 十五円
(1) 予約 送信料 一日予約総字数五百字までごとに 受信人につき一日予約総字数五百 字までごとに	
(日額) 三百二十円	(月額) 三千二百円
(2) 超額 送信料 一日超過字数五百字までごとに 受信人につき一日超過字数五百字 までごとに	
(日額) 二百円	(月額) 五円
九 気象通知電報料	
(一) 気象特報 (符号 訳文)	百十円
(二) 気象警報	七十円
十 気象電報料	千四百円
甲号	七百円
乙号	五百五十円
丙号	二百八十円
十一 横空電報料	普通電報料、翌日配達電報料 又は無線電報料と同額
十二 摩吊電報料	普通電報料と同額
十三 船舶通報料	普通電報料と同額
(一) 通過電報料	一通ごとに 三十円
(2) 登記料を納付 した場合	四十円
(一) 信号電報料	一通ごとに 百円
電報料又は郵便料	実費
(二) 海難電報料	普通電報料と同額
第二 特殊取扱の料金	
一 至急料	電報料(同文電報)については、 電報料及び同文料)と同額 但し、無線電報及び新聞無線 電報については、二分の一 電報料(同文電報)については、 電報料及び同文料)の二分の一
二 照校料	普通電報の基本料に五円を加 えた額
三 電報受信報知料	

四 郵便受信報知料	追送一回ごとに	第二種郵便物の料金の二倍に 五円を加えた額
五 追送電報の追送に 関する料金	再送一回ごとに	新たに電報を差し出した場合 の料金に五円を加えた額
六 再送電報の再送に 関する料金	原信を除き一通ごとに	新たに電報を差し出した場合 の料金に五円を加えた額
七 同文料	一通ごとに	電報の基本料の十分の八(市 内電報については二十五円) 名あてを追加したときは、名 あて料と同額を加えた額
八 別使配達料	十六キロメートルまで	百二十円
(一) 島しょあて以外 の場合	十六キロメートルをこえるときは四 キロメートルまでごとに	三十円
(二) 島しょあての場 合	一通ごとに	百二十円。但し、配達実費が これをこえるときは、その実 費
九 はしけ配達料	一通ごとに	百二十円。但し、配達実費が これをこえるときは、その実 費
十 特使配達料	一通ごとに	百二十円
十一 返信料前納取扱 料	一通ごとに	十円
十二 諸否報知料	一通ごとに	四十円
十三 配達日時指定料	一通ごとに	十円
十四 翌朝配達指定料	一通ごとに	五円
十五 別使配達料受信 人拂料	一通ごとに	五円
十六 はしけ配達料受 信人拂料	一通ごとに	五円
十七 親展料	一通ごとに	五円
十八 留置料	一通ごとに	五円
十九 局待料	一通ごとに	五円
第三 その他の料金		
一 電線託送料	一通ごとに	五円
二 略号登記料	一通ごとに	(年額) 百円
三 配達先登記料	一の配達場所又は受取人一人ごとに	(年額) 千四百円
四 正安料	和文百字 欧文二十五語)までごとに	十円
五 尋問料	一回ごとに	尋問とその回答に要する電報 を普通電報又は無線電報とし て差し出した場合の電報料と 同額

六 船舶通報の登記に
関する料金

(一) 登記料 各種別につき一の指定ごとに

(年額)
百四十円(二) 通過報登記通知
料

実費

第二類 電信回線専用に関する料金

料 金 種 別 單 位 料 金 額

第一 電信回線専用料
一 長期専用の場合下記以外の場合 新聞社又は通信社
の専用する場合

(一) 線路専用料

一キロメートルまでごとに
一キロメートルまでごとに

(年額)

千八百三十円、
一万二千九百六十円

(年額)

千二百円
八千四百円

(二) 機械専用料

音響二重機

一座ごとに

(年額)

一万六千三百二十
三万七千二百円

(年額)

八千六百六十円
一万五千三百六十
円

印刷二重機

一座ごとに

(年額)

十二万二千八百円
二十二万五千六百
円

(年額)

十一万二千八百
円

印刷二重機

一座ごとに

(年額)

十二万二千八百円
二十二万五千六百
円

(年額)

十一万二千八百
円

(三) 移転料

設備費負担長期
専用の場合

一座ごとに

(年額)

七百七十円

(四) 線路専用料

陸上線路

一キロメートルまでごとに

(年額)

七千七百七十円

(五) 機械専用料

調音集信機

一座ごとに

(年額)

一万四千四百円
二万六千四百円

(年額)

六万七千二百円
十三万四千四百円

印刷二重機

一座ごとに

(年額)

六千二百四十円
六千二百四十円

(年額)

六千二百四十円
六千二百四十円

(六) 電話機

一座ごとに

(年額)

六千二百四十円

(七) 移転料

一座ごとに

(年額)

六千二百四十円

(八) 線路専用料

陸上線路

一キロメートルまでごとに
一キロメートルまでごとに

(日額)

六円
四十三円

(九) 機械専用料

音響二重機

一座ごとに

(日額)

五十円

(一〇) 機械専用料

一座ごとに

(日額)

五十円

音響二重機 一座ごとに
印刷二重機 一座ごとに
印刷二重機 一座ごとに百円
三百七十五円
七百五十円

実費

第二 写真電信回線専用
料及び機字電
信回線専用料

(一) 線路専用料

市外線専用料

一回線ごとに

市外専用電話の市外線専用料及び分岐
引込料と同額

市内線専用料

一回線ごとに

市内専用電話の回線設備料及び回線維
持料と同額(二) 機械専用料、機
械設備料(短期
専用に限る)及
び移転料

臨時専用の場合

一回線ごとに

専用区間及び専用時間に相当する待時
通話区間の普通通話料の三倍

市外線専用料

一回線ごとに

市内専用電話の回線設備料及び回線維
持料と同額

市内線専用料

一回線ごとに

市内専用電話の回線設備料及び回線維
持料と同額常時使用する場
合

一回線ごとに

市内専用電話の回線設備料及び回線維
持料と同額三 写真電信又は機字
電信以外の用途に
共用する場合の加
算額

一回線ごとに

共用区間に相当する電信回線専用料の
十分の一電信と共用する場
合

一回線ごとに

共用区間に相当する電信回線専用料の市
外線専用料の十分の一電信及び電話と共
用する場合

一回線ごとに

共用区間に相当する電信回線専用料の市
外線専用料の十分の一に市外専用電話の市外線専用
料の十分の一を加えた額第四 無線電信設備専用
料及び特殊装置専
用料

一回線ごとに

無線電信設備専用料及び特殊装置専用
料第五 電信回線、写真電
信回線、機字電
信回線又は無線電
信回線を二人以上
者が共同して専用
する場合の附加料
金

一回線ごとに

無線電信設備専用料及び特殊装置専用
料

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 電信電話料金法の一部を改正する法律案

別表二中第一類から第四類までを次のように改める。		
第一類 加入電話に関する料金	料 金 種 別	位
第一 加入料	一 加入ごとに	三百円
第二 電話使用料	一 加入ごとに	三百円
一 度数料金制による場合		
(イ) 基本料	一 加入ごとに	
単独加入		
一級局	住宅 (月額)	三百八十円
二級局	住宅 (月額)	三百四十円
三級局	住宅 (月額)	三百円
四級局	住宅 (月額)	二百六十円
五級局	住宅 (月額)	二百二十円
二の共同 (自動装置を施行する自動式局に属する加入に限る)	住宅 (月額)	三百六十円
一級局	住宅 (月額)	三百六十円
二級局	住宅 (月額)	三百二十円
三級局	住宅 (月額)	二百八十円
四級局	住宅 (月額)	二百四十円
五級局	住宅 (月額)	二百円
(ロ) 度数料	市内通話一度数ごとに	
一 加入ごとに		
二 均一料金制による場合		
単独加入		
三級局	住宅 (月額)	八百四十円
四級局	住宅 (月額)	七百二十円
五級局	住宅 (月額)	六百円
六級局	住宅 (月額)	五百四十円
七級局	住宅 (月額)	四百八十円
八級局	住宅 (月額)	四百二十円
九級局	住宅 (月額)	三百六十円
二 三人の場合		
線路専用料又は無線電信設備専用料の十分の三		
線路専用料又は無線電信設備専用料の十分の五		
線路専用料又は無線電信設備専用料の十分の五に三人をこえ一人を増すことに十分の一を加えた額		
三人をこえる場合		
線路専用料又は無線電信設備専用料の十分の三		
線路専用料又は無線電信設備専用料の十分の五		
線路専用料又は無線電信設備専用料の十分の五に三人をこえ一人を増すことに十分の一を加えた額		

十級局	七十円	百十円
基本額		
加算額	二十四円	四十円
共同加入		
二の共同		
別に信号装置を要しないもの		
一級局	六百十円	千二十円
二級局	五百五十円	九百二十円
三級局	四百九十円	八百二十円
四級局	四百四十円	七百三十円
五級局	三百九十円	六百五十円
六級局	三百五十円	五百八十円
七級局	三百十円	五百十円
八級局	二百七十円	四百五十円
九級局	二百三十円	三百九十円
十級局	七十円	百十円
基本額		
加算額	二十四円	四十円
別に信号装置を要するもの		
一級局	五百六十円	九百三十円
二級局	五百円	八百四十円
三級局	四百五十円	七百五十円
四級局	四百円	六百七十円
五級局	三百六十円	五百九十円
六級局	三百二十円	五百三十円
七級局	二百八十円	四百七十円
八級局	二百四十円	四百十円
九級局	二百円	三百五十円
三又は四の共同		
一級局	四百六十円	七百六十円
二級局	四百十円	六百八十円
三級局	三百七十円	六百十円
四級局	三百三十円	五百五十円
五級局	二百九十円	四百九十円
六級局	二百六十円	四百四十円

七級局	二百三十円	三百九十円
八級局	二百円	三百四十円
九級局	百七十円	二百九十円
五以上の共同		
三級局	二百八十円	四百七十円
四級局	二百五十円	四百三十円
五級局	二百三十円	三百九十円
六級局	二百十円	三百五十円
七級局	百九十円	三百十円
八級局	百七十円	二百七十円
九級局	百五十円	二百三十円
第三		
三種増設電話機を 接続する加入電話 又は交換機による 接続電話機を接続 する加入電話に対 する加算額	一加入ごとに (月額)	電話使用料(度敷料を除く。)の二分の一
附加使用料		
一 普通加入区域外加 入	住 宅 用 (月額)	事 務 用 (月額)
(一) 特別加入区域内	二十四円	四十円
單獨加入		
共同加入	十四円	二十四円
二の共同	十一円	十八円
三又は四の共同	七円	十二円
五以上の共同		
(二) 加入区域外	三十三円	五十五円
單獨加入		
共同加入	二十円	三十三円
二の共同	十五円	二十五円
三又は四の共同	十円	十七円
五以上の共同		
他局の加入区域内に あるものに対する加 算額	(月額)	電話使用料(自動式局における度敷料 金制による加入については、自動接続 市外通話方式による市外通話料を含 む)の二倍
二 増設機械	住 宅 用 (月額)	事 務 用 (月額)
(一) 電話機	一箇ごとに	

[illegible]

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 電信電話料金法の一部を改正する法律案

三	移動電話機設置請求の場合	電話機を接続するための設置	五百円
四	構内移転又は一時撤去の場合	一箇所ごとに	千五百円
(一)	電話機	一箇ごとに	五百円
(二)	増設電鈴	一箇ごとに	五百円
(三)	移動電話機設置・電話機を接続するための設置	一箇所ごとに	五百円
(四)	附属物品(電話機、電鈴、移動電話機、電話交換機又は電話交換機の移転又は一時撤去の場合を除く。)	一箇ごとに	五百円
(五)	附属交換機及びその附属物品		実費
五	構外移転の場合	一箇ごとに	四千円
(一)	電話機	同一建造物内の移転で加入者が電話線を建設供給する場合	千五百円
(二)	増設機械又は移動電話機設置		四と同額
六	災害電話の復旧の場合	一箇ごとに	五と同額
第六	名称変更料	一加入ごとに	三百円
第七	電話番号轉換料	一掲載ごとに	三百円
第八	臨時電話に関する料金		三百円
一	設置料	加入申込み受理の場合	一加入ごとに 三千二百円
(一)	合	電話機械移転の場合	一箇ごとに 第五の四又は五と同額
二	電話使用料	度数料金制による	一加入ごとに
(一)	基本料	市内通話一度数ごとに	(日額) 百六十円 五百円
(二)	度数料	均一料金制による	(日額) 二百四十円
(三)	場合	甲種増設電話機を接続する臨時電話又は交換機による接続電話機を接続する臨時電話に対する加算額	(日額) 電話使用料(度数料を除く)の二分の一

第九 臨時増設機械に関する料金		
一 設置料		実費
二 附加使用料		
(一) 電話機	一箇ごとに	(一)の使用期間ごとに) 六百円
(二) 附属交換機		実費
(三) 附属物品		実費
第二類 通話に関する料金		
第一 金種別	一度数ごとに	位 料 金 額
第一 公衆電話料	一通话時ごとに	五円
第二 市外通話料		
一 普通通話料		
通話区間		待時通話区間 即時又は準即時通話区間
十キロメートルまで	七円	十円
二十キロメートルまで	十円	十五円
三十キロメートルまで	十五円	二十円
四十キロメートルまで	二十円	二十五円
六十キロメートルまで	二十五円	三十五円
八十キロメートルまで	三十円	四十五円
百キロメートルまで	三十五円	五十五円
二百二十キロメートルまで	四十円	六十五円
百六十キロメートルまで	五十円	七十五円
二百キロメートルまで	六十円	九十円
二百四十キロメートルまで	七十円	百五十円
二百八十キロメートルまで	八十円	百二十円
三百二十キロメートルまで	九十円	百四十円
三百八十キロメートルまで	百円	百六十円
四百二十キロメートルまで	百二十円	百九十円

五百九十キロメートルまで	四百四十円	二百二十円
七百十キロメートルまで	六百四十円	二百五十円
八百三十キロメートルまで	八百八十円	二百八十円
九百五十キロメートルまで	二百十円	三百二十円
千二百五十キロメートルまで	二百四十円	三百六十円
千五百キロメートルまで	二百七十円	四百円
千八百キロメートルまで	三百円	四百四十円
二千二百キロメートルまで	三百三十円	四百八十円
二千四百キロメートルまで	三百六十円	五百二十円
二千四百キロメートルをこえるもの	三百九十円	五百六十円
二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十円	六百元
至急通話料	普通通話料の二倍	
特別至急通話料	普通通話料の三倍	
定期通話料	普通通話料の四倍	
第三 通話取消料	一回ごとに	
一 一定時通話以外の通話		
通話区間		
十キロメートルまで	三円	
八十キロメートルまで	五円	
二百四十キロメートルまで	十五円	
五百九十キロメートルまで	二十五円	
千五百キロメートルまで	三十五円	
千五百キロメートルをこえるもの	四十五円	
二 一定時通話	一の三倍	
第四 予約通話料	(月額) 普通通話料の九十倍	

第五 予約新聞電話料	一通話時ごとに	(月額) 普通通話料の十五倍
第三類 岸壁電話	料 金 種 別 單 位	料 金 額
一 使用料	一回線ごとに	(日額) 三百円
局維持の場合の加算		九十円
二 市外通話料		第二類第二と同額
三 通話取消料		第二類第三と同額
第四類 専用電話に関する料金		
第一 市内専用電話料	料 金 種 別 單 位	料 金 額
一 設備料	一箇ごとに	九千円
(一) 電話機	構外からの引込線不要のものに対する料金減額	二千五百円
(二) 増設受話器	一箇ごとに	千円
(三) 増設電鈴	一箇ごとに	千五百円
(四) 交換機又は転換器		実費
(五) 回線		実費
二 維持料		
(一) 長期専用の場合	一箇ごとに	(月額) 百円
(2) 増設受話器	一箇ごとに	(月額) 五十円
(3) 増設電鈴	一箇ごとに	(月額) 五十円
(4) 交換機又は転換器		実費
(5) 回線	関係電話線路百メートルまでごとに	(月額) 二十五円
普通加入区域内		四十円
特別加入区域内		五十五円
加入区域外		(日額) 六百元
(一) 短期専用の場合	一回線ごとに	(月額) 六十円
二人以上の者が共同して専用する場合の附加料金	一回線ごとに	(月額) 六十円
二人の場合		維持料の十分の三

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 電信電話料金法の一部を改正する法律案

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 電信電話料金法の一部を改正する法律案

三人の場合
三人をこえる場合

維持料の十分の五
維持料の十分の五に三人をこえ一人を増すごとに十分の一を加えた額

四 移転料

(一) 電話機

構内移転の場合 一箇ごとに 千五百円
構外移転の場合 四千元
構外からの引込線不要のものに對する料金減額 二千五百円

(二) 増設電鈴

交換機又は転換器 一箇ごとに 五百円

(三) 交換機又は転換器

附屬物品(電話機、交換機又は転換器の移転又は一時撤去の場合を除く) 一箇ごとに 五百円

五 機械種類変更料

交換機又は転換器 実費
特殊装置の専用電話料 実費

六 市外専用電話料

一回線ごとに

(一) 長期専用の場合

(月額)
専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の六千倍
専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の千五百九十倍

(2) 官庁等専用

(警務、消防、防務、刑事、訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る)

(3) 新聞社、通信社及び放送事業者の専用

音声回線又は専用周波数帯域二千四百サイクルまでの搬送回線専用周波数帯域五千サイクルまでの搬送回線

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の千八百倍
専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の三千六百倍

専用周波数帯域七千五百サイクルまでの搬送回線

専用周波数帯域一万五千サイクルまでの搬送回線

その他の搬送回線

(一) 短期専用の場合

(2) 官庁等専用

(警務、消防、防務、刑事、訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る)並びに新聞社、通信社及び放送事業者の専用

(3) 時間専用

(一) 電話以外の用途に共用する場合

電信と共用する場合

実電電信又は模写電信と共用する場合

電信、実電電信及び模写電信と共用する場合

二 分岐引込料(搬送回線から分岐する場合に限る) 一箇所ごとに

三 端末設備料(時間専用の場合を除く)

四 端末維持料

(一) 時間専用の場合 端末一回線ごとに

(二) 以外の場合

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の五千四百倍
専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の一万八百倍

実費

(日額)

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の二百四十倍
専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の百六十倍

専用区間及び専用時間に相当する待時通話区間の普通通話料の三倍

共用区間に相当する電信回線専用料の十分の一
共用区間に相当する市外専用電話の市外線専用料の十分の一

共同区間に相当する電信回線専用料の十分の一に市外専用電話の市外線専用料の十分の一を加えた額

(月額) 三千五百円

市内専用電話の設備料と同額

(日額)

三百円
市内専用電話の維持料と同額

五 市外専用電話の一回線ごとに

線に転換器により
市内専用電話の電
話機を同時接続す
るものに對する接
続料

六 移転料

七 特殊装置の専用電

第三 無線電話設備専用

料及び特殊装置專
用料
市外専用電話の回
線又は無線電話設
備を二人以上の者
が共同して専用す
る場合の附加料金

(月額)
七百円

市内専用電話の移転料と同額

実費

附則

この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

一 二人の場合

二 三人の場合

三 三人をこえる場合

市外線専用料又は無線電話設備専用
料の十分の三市外線専用料又は無線電話設備専用
料の十分の五市外線専用料又は無線電話設備専用
料の十分の五に三人をこえ一人を増
すごとに十分の一を加えた額

電信電話料金法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔關内正一君登壇〕

○關内正一君 ただいま議題となりま
した電信電話料金法の一部を改正する
法律案につきまして、電気通信委員
会における審議の経過並びに結果を御
報告申し上げます。

この法律案は内閣提出にかかると
であり、その提案理由とすると
ころは、最近における物価の変動によ
る物件費の増高及び近々実施を予定せ
られております給與ベースの改訂等に
伴う支出の増加によりまして、電気通
信事業特別会計の損益収支は、定員の
縮減その他の経営合理化を行い、経費
の節減をはかりまして、なお平年計
算において約百二十六億円の収入不足
を生じますので、独立採算制を維持
せんとすれば電信電話料金を引上げ
てこれを補う必要があり、これがため
本法法律案を提出して現行電信電話料
に所要の改正を加えようとするもので
あります。

本法法律案の内容は、国際電報料及び
電話の装置料、移転料を除きまして、
その他の電信電話料金種別のほとんど
全般にわたる改訂でありまして、すこ
ぶる複雑多岐でありますので、ここ
にはその主要なるものにつき簡略
に御説明いたしたいと存じますが、
政府におきましては、それら個々の料
金額の決定にあつては、サービスの
原価、効用度、利用の普及、負担力
等、諸種の要素を総合勘案して、あ
らう限り合理的に調整し、相互間の均
衡をはかることを基本の方針といたし
た旨を言明しております。

まず電信に關する料金につきまし
て、その第一は、市外電報の基本料三
十円を五十円とするのほか、市内電報
及び翌日配達電報の基本料並びに新聞
電報及び新聞無線電報の基本料及び果
加料を引上げるものであります。その
第二は、特殊取扱の料金につき、留
置、局待、親展等の取扱料を新たに五
円と定むるほか、同文料の倍率を引上
げるものであります。その第三は、慶
弔電報、翌期配達、配達日時指定の取
扱いを復活するとともに、諸君御知の

取扱いを始めることとし、また写真電
信、機字電信の回線専用につき、新た
に分岐引込み、二人以上の共用及び電
信電話併用の道を開いて、それらの
加算料金を定めるものであります。電
報に關する料金の引上率は、かように
して、全体としては約四〇％になるの
であります。

次に電話に關する料金につきまし
て、その第一は、加入電話の料金につ
き度敷料の二円を五円とするのほか、
電話使用料の級別を現在の七段階から
十段階に広げ、單獨加入及び共同加入
の料額及びその他の料額を引上げるも
のであります。その第二は、通話の料
金につき入家電話料の一円を五円とす
るのほか、市外通話料に新たに待時通
話区間と即時または準即時通話区間と
の區別を設け、その距離区分を現在の
二十一段階から二十六段階に改めまし
て、その間の各種料額及び通話取消料
等の料金額を引上げるものでありま
す。その第三は、専用電話の料金につ
き新聞、通信、放送の各事業の市外専用
料の基本倍率及びその他各種の料額を
引上げるものであります。その第四

は、簡易共同電話、簡易公衆電話等の
制度を設けるのほか、専用電話につ
き新たに二人以上の共用及び市外専用
の通話以外の用途併用の道を開いて、
それらの加算料金を定めるものであ
ります。電話に關する料金は、以上の
ごとくにして、結局市内電話料で平均
五一％、市外電話料で平均一六％、全
体としては約三〇％の値上げとなるも
のであります。

かようにいたしましたので、この料金引
上げにより見込み得ます収入増加
は平年額約百二十六億円となり、冒
頭述べました収入不足額はこれによつ
て補填できることとなるのであります
が、本法法律案の附則に予定してあり
ます施行期日の十一月一日以降本年
度内の増収見込み額は約四十七億円と
なるのであります。これは別途提出
されました補正予算に計上されてい
るのであります。

以上、法律案の概要を申し述べまし
たが、電気通信委員会におきまして
は、本月の二十二日、本案の付託を受
け、翌二十三日より連日會議を開きま
して、まず提案理由を聴取し、政府に

對し質疑を行いました。特に本月
二十五日には参考人の出頭を求め、各
方面の意見をも聴取いたしました。壇
審議を進めたのであります。

質疑のおもなるものとしたしまして
は、一、値上げの基礎理念と新料金決
定の基本方針、二、改訂額の算定根拠
並びに大都市と地方との均衡問題、
三、警察用専用料の倍率すべきの是非、
四、減価償却費と保守改善費との
關係、五、資材、経費の節約等経営合理
化に對する努力と不正事故の防止また
は善後措置の問題、六、市外通話の種
別の適否等各般に及び、巨細にわたつ
たのであります。これらの質疑応答
の詳細及び参考人の意見は會議録に議
ることとしたいたします。

かかいたしまして、委員会は一昨二
十五日質疑を打ち切り、昨二十六日討論
を行つたのであります。その際自由
党を代表して橋本登美三郎君は、電話
通信事業收支の均衡をはかるため料金
の引上げは真にやむを得ざるものと認
めるが、政府當局においてはなお一層
経営の合理化、不正事故の防遏に努力
し、電信電話のサービスの向上に努め

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

られたい、特に市外通話の特別至急取扱いは早急これを廃止すべきことを希望して賛成の意見を述べられたのであります。次いで日本社会党を代表して石川金次郎君は、国営独占の事業たる電気通信料金の値上げは、あらゆる経営上のむだを省いて後初めて行うべきものであるが、電気通信当局の経営合理化に対する努力は、いまだ十分でない、またインフレーション再進行のおそれが濃厚なる今日、この種料金の引上げはその時期でないものと認める旨の見解を述べて本案に反対を表明され、国民民主党を代表して長谷川四郎君は、自由放任政策によつて招来した物価騰貴の結果を大衆課税にひとしきかかると料金を値上げに転嫁するを不可として反対意見を述べられ、また日本共産党を代表して田島ひで君は、この料金値上げは一般大衆の利益に反するものと断じて反対の意見を述べられたのであります。

次いで採決の結果、多数をもつて本案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林義治君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であり、また、本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第二 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(林義治君) 日程第二、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案を議

題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事岡田五郎君。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

第三條第一号中「一四四十五銭」を「一四八十五銭」に、「一四五銭」を「一四三十五銭」に、「六十銭」を「七十銭」に、「四十銭」を「四十五銭」に改める。

第五條中「定期旅客運賃は、左の各号の規定に従い、日本国有鉄道がこれを定める。」を「日本国有鉄道は、三等の定期旅客運賃を定める場合には、左の各号の規定に従つてこれをしなければならぬ。」に改め、同條を同條第二項とし、同條第一項として次のように加える。

定期旅客運賃は、日本国有鉄道がこれを定める。

第六條の見出しを「急行料金、寝台料金及びその他の料金」に改め、同條に次の一項を加える。

2 日本国有鉄道は、客車に寝台その他の特別の設備をした場合には、これらの設備の利用について、寝台料金その他の特別の料金を定めることができる。

第九條の二中「第五條、」の下に「第六條第二項、」を加え、同條第五号を次のように改める。

五 第六條第二項の寝台料金その他の特別の料金
別表第一、別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第一

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航路	別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青島	函高松間	250	500	1,600
青島	函高松間	50	100	
青島	函高松間	150	300	
青島	函高松間	20		
青島	函高松間	30		
青島	函高松間	30		

別表第二

第六條の規定による急行料金

種別	地帯	三等料金	二等料金	一等料金
特別急行料金	600キロメートルまで	500	1,000	1,500
	1,200キロメートルまで	750	1,500	2,250
	1,201キロメートル以上	1,000	2,000	3,000
急行料金	300キロメートルまで	150	300	450
	600キロメートルまで	250	500	750
	1,200キロメートルまで	400	800	1,200
	1,201キロメートル以上	500	1,000	1,500
準急行料金	150キロメートルまで	50	100	150
	300キロメートルまで	80	160	240
	600キロメートルまで	130	260	390
	601キロメートル以上	200	400	600

別表第三

第七條第二項の規定による車扱貨物賃率表

(一グラムトンにつき)

キ ロ 程	等 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロメートルまで		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10		237	180	138	109	95	90	81	71	65	57	50
20		312	237	181	144	125	119	106	94	85	75	66
30		387	294	224	178	155	147	131	116	105	93	82
40		462	351	268	212	185	175	157	138	126	111	98
50		536	408	311	247	215	204	182	161	146	129	114
60		611	464	354	281	244	232	208	183	166	147	130
70		686	521	398	315	274	261	233	206	187	165	145
80		761	578	441	350	304	289	259	228	207	183	161
90		835	635	484	384	334	317	284	251	227	200	177
100		910	692	528	419	364	346	309	273	248	218	193
120		998	758	579	459	399	379	339	299	271	240	212
140		1,086	825	630	500	434	413	369	326	295	261	230
160		1,174	892	681	540	470	446	399	352	319	282	249
180		1,262	959	732	581	505	480	429	379	343	303	268
200		1,350	1,026	783	621	540	513	459	405	367	324	286
220		1,438	1,093	834	661	575	546	489	431	391	345	305
240		1,525	1,159	885	702	610	580	519	458	415	366	323
260		1,613	1,226	935	742	645	613	548	484	439	387	342
280		1,700	1,292	986	782	680	646	578	510	462	408	360
300		1,788	1,359	1,037	822	715	679	608	536	486	429	379
320		1,875	1,425	1,088	863	750	713	638	563	510	450	398
340		1,963	1,492	1,138	903	785	746	667	589	534	471	416
360		2,050	1,558	1,189	943	820	779	697	615	558	492	435
380		2,138	1,625	1,240	983	855	812	727	641	581	513	453
400		2,225	1,691	1,291	1,024	890	846	757	668	605	534	472
420		2,308	1,754	1,338	1,061	923	877	785	692	628	554	489
440		2,390	1,816	1,386	1,099	956	908	813	717	650	574	507
460		2,473	1,879	1,434	1,137	989	940	841	742	673	593	524
480		2,555	1,942	1,482	1,175	1,022	971	869	767	695	613	542
500		2,638	2,005	1,530	1,213	1,055	1,002	897	791	717	633	559
550		2,844	2,161	1,649	1,308	1,138	1,081	967	853	774	683	603
600		3,050	2,318	1,769	1,403	1,220	1,159	1,037	915	830	732	647
650		3,245	2,466	1,882	1,493	1,298	1,233	1,103	974	883	779	688
700		3,440	2,614	1,995	1,582	1,376	1,307	1,170	1,032	936	826	729
750		3,635	2,763	2,108	1,672	1,454	1,381	1,236	1,091	989	872	771
800		3,830	2,911	2,221	1,762	1,532	1,455	1,302	1,149	1,042	919	812
850		4,018	3,053	2,330	1,848	1,607	1,527	1,366	1,205	1,093	964	852
900		4,205	3,196	2,439	1,934	1,682	1,598	1,430	1,262	1,144	1,009	891
950		4,393	3,338	2,548	2,021	1,757	1,669	1,493	1,318	1,195	1,054	931
1,000		4,580	3,481	2,656	2,107	1,832	1,740	1,557	1,374	1,246	1,099	971
1,100		4,955	3,766	2,874	2,279	1,982	1,883	1,685	1,487	1,348	1,189	1,050
1,200		5,330	4,051	3,091	2,452	2,132	2,025	1,812	1,599	1,450	1,279	1,130
1,300		5,705	4,336	3,309	2,624	2,282	2,168	1,940	1,712	1,552	1,369	1,209
1,400		6,080	4,621	3,526	2,797	2,432	2,310	2,067	1,824	1,654	1,459	1,289
1,500		6,455	4,906	3,744	2,969	2,582	2,453	2,195	1,937	1,756	1,549	1,368
1,600		6,830	5,191	3,961	3,142	2,732	2,595	2,322	2,049	1,858	1,639	1,448
1,700		7,205	5,476	4,179	3,314	2,882	2,738	2,450	2,162	1,960	1,729	1,527
1,800		7,580	5,761	4,396	3,487	3,032	2,880	2,577	2,274	2,062	1,819	1,607
1,900		7,955	6,046	4,614	3,659	3,182	3,023	2,705	2,387	2,164	1,909	1,686
2,000		8,330	6,331	4,831	3,832	3,332	3,165	2,832	2,499	2,266	1,999	1,766
2,100		8,705	6,616	5,049	4,004	3,482	3,308	2,960	2,612	2,368	2,089	1,845
2,200		9,080	6,901	5,266	4,177	3,632	3,450	3,087	2,724	2,470	2,179	1,925
2,300		9,455	7,186	5,484	4,349	3,782	3,593	3,215	2,837	2,572	2,269	2,004
2,400		9,830	7,471	5,701	4,522	3,932	3,735	3,342	2,949	2,674	2,359	2,084
2,500		10,205	7,756	5,919	4,694	4,082	3,878	3,470	3,062	2,776	2,449	2,163
2,600		10,580	8,041	6,136	4,867	4,232	4,020	3,597	3,174	2,878	2,539	2,243
2,700		10,955	8,326	6,354	5,039	4,382	4,163	3,725	3,287	2,980	2,629	2,322
2,800		11,330	8,611	6,571	5,212	4,532	4,305	3,852	3,399	3,082	2,719	2,402
2,900		11,705	8,896	6,789	5,384	4,682	4,448	3,980	3,512	3,184	2,809	2,481
3,000		12,080	9,181	7,006	5,557	4,832	4,590	4,107	3,624	3,286	2,899	2,561
以上100キロメートル までを増すごとに		375	285	217	173	150	142	127	112	102	90	80

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議第九号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

附則

この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する修正案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する修正

国有鉄道運賃法の二部を改正する法律案の一部を次のように修正する。別表第一を次のように改める。

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

別表第一

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森 宇仁宮 大下	200	400	1,400
森野 方口 島 関	40	80	
函高 堀宮 小門	130	260	
間松 間江 間島 間港 間港 間港	10	20	
間松 間江 間島 間港 間港 間港	20		

別表第二中「第六條」を「第六條第一項」に改める。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔岡田五郎君登壇〕
○岡田五郎君 たいま議題となりまして、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、本月十八日、本委員会に付託され、翌十九日政府から提案理由の説明を聴取いたし、以来委員会を開くこと六回、その間二十五日には学識者及び利害関係者の意見を聴取するなど、特に慎重に審査いたしましたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、朝鮮動乱以降の資材の高騰及び生計費の増加による職員の給与ベースの改訂等により増加する経費をまかなうために旅客運賃及び貨物運賃の引上げを行おうとするものであります。今回の改正案のおもなる点を申し上げますと、まず旅客運賃並びに料金は約二割五分の引上げとなっておりますが、旅客の負担を緩和するため遠距離運賃の強化、定期旅客運賃の割引率のすえ置きが考慮せられておられるほか、二等定期の新設、特別二等車料金を対する法的根拠の明確化等の措置が講ぜられて

おります。次に貨物運賃は約三割の値上げとなつておりますが、最低運賃の値上げがやや緩和されております。なお貨物運賃の引上げについては自動車、海運等の運賃との調整をはかり、正常な輸送分野を確立する見地からも検討が加えられております。

さて、本法案審査にあたり熱心なる質疑応答がかわされたのであります。が、そのおもなるものを申し上げますと、運賃値上げの経済及び民生に及ぼす影響、国鉄の独立採算制と経営の合理化並びに人員整理の問題、輸送力の増強と駅頭滞留の問題、貨物等級の改正、航路運賃等についてであります。が、詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくて、二十六日質疑を打ち切りましたが、自由党の岡田委員は航路普通旅客運賃に対し修正案を提出いたしました。この要旨は、航路普通旅客運賃は一般旅客運賃に比し割高となつておるので、その引上率を二割五分ないし三割に引下げようというのであります。

次いで修正案並びに修正部分を除く原案について討論に入りましたところ、まず国民民主党の原應君は、その党を代表して反対の意見を述べられ、次に自由党岡田委員は、党を代表いたしました。その経営の合理化を徹底的に行うこと、今回の値上げにより価格に占

める運賃の割合が割高となり、負担が重いと認められる貨物、すなわち石灰、煉炭用無煙炭、木材、畜産物及び農水産業関係貨物等に対しては運賃の割引その他適切な措置を講じて負担の軽減をはかること、貨物等級については可及的すみやかにわが国経済の現状に即応するよう根本的な改正を行うこと、北海道その他の地区の滞貨の一掃については特段の措置を講ずること、青函間貨物営業キロ程については海運賃その他の関係をも勘案して再検討を加えること、以上の希望條件を付し賛成の意見を述べました。続いて日本社会党淺沼稻次郎君、日本共産党江崎一治君、労働者農民党石野久男君、農民協同党飯田義茂君は、それぞれその党を代表して反対の意見を述べられたのであります。

右をもつて討論を終局し、ただちに修正案につき採決の結果、多数をもつてこれを可決し、次に修正部分を除く原案について採決の結果、これまた多数をもつて可決いたしました。よつて本法案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、簡単にありますが、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（林義治君） 討論の通告があります。順次これを許します。原應君。

〔原應君登壇〕
○原應君 私は、国民民主党を代表いたしまして、たいま上程に相なりま

した国有鉄道運賃法の一部改正案につきまして反対の意見を表明いたしたいと存じます。（拍手）

本年度予算審議にあたり、わが党は、朝鮮動乱に起因する諸物価の値上りが織り込まれていないので、当然補正予算を必要とするに至るであろうことを指摘いたしましたのであります。大蔵大臣は、本年度予算は超均衡予算であり、デフインフレーション政策を確保し得るものであると言明いたしましたのであります。しかるに、現在における状態はどうでありましようか。今回提出されておるような膨大な予算の補正を必要とするに至り、その言明とは逆に、明らかにインフレ助長政策となつておるのであります。（拍手）さきに実施いたしました電力料金の値上げのごとき、今回改正せんとする郵便料金、電信電話料金のごとき、またこの国有鉄道運賃の値上げのごとき、いずれもその政策の現われであると申さねばなりません。しかも、このたびの鉄道運賃の値上げが、物価体系の一環として何らその料率が算出されていないところに首肯しがたいものがございます。

今回の国有鉄道運賃改正の趣旨は、政府のいうところによりますれば、主要貨物の物価に占める運賃の割合は、昭和十一年度においては四・六一％であつたのが、現在二・六八％にすぎず、運賃を三割値上げしても、わずかに三・五二％になるので、わが国経済に及ぼす

影響は僅少であるといふのであります。が、何をもちてか十一年度を基準として今回の三・五二%が妥当であるといふ結論を出したのか、われ／＼の首肯したいところでございます。むしろ、われ／＼に言わしむるならば、国鉄は国民の鉄道であり、わが国最大の国家企業であります。従いまして、国鉄に対しては法人税も固定資産税も課せられておりません。そればかりではなく、幾多の国家の庇護がなされておるのであります。その本来の使命から申しましても、最低の運賃をもつて国民にサービスするのが当然の姿であります。(拍手) またこれが国有鉄道の名にそむかざる義務であろうと存するのでございます。従いまして、物価に占める運賃の割合も最低でなければならぬと思ふのでございます。

また一方、政府は、今回の値上げに際しまして、経営の合理化、経費の節約に努めたにもかかわらず、なお経費の増加を来したので、やむを得ず最小限度の値上げをすると言つておるのであります。これは、終戦以来今日まで運賃値上げを五回いたしました、その五回にわたる値上げに際して常にいろいろの常套語であります。私は、はたして政府及び国鉄が真剣に経営の合理化を行い、また行わんとする意思があるかどうかを疑ふものでござります。(拍手) たとえば経営の合理化と表裏一体をなすところの国鉄の機構の改

革のごときは、自由党の運輸委員の諸君もすでに十分御承知でありましようが、委員会において再三の決議にもかかわらず、今や一年になん／＼としておりませんが、何ら機構の改革はなされておられません。(拍手) その他内部を見ますのに、交通公社の未拂い運賃の問題、あるいは積貨の処理の問題、あるいは不用物件の拂下げの問題、あるいは国有鉄道所有物件の貸付料の問題、あるいは国有鉄道の公入札制度の改善の問題、あるいは国鉄のサービスの改善、あげれば枚挙にいとまなく、われ／＼をして納得せしめざるものが多々あるのであります。(拍手)

わが党といたしましては、今回の改正原案に対して、諸物価の値上げは政府の政策のいかんにあるとしまして、実際の物価の値上げになつてゐることは現実であり、しかもこの物価の値上げが国鉄従業員の給与と関連いたしました。また先般行われました国鉄規定のベース・アップの線もござります。全面的に反対することは快しなところでございます。これを最も合理的なものに修正して、しかも国民生活の負担を幾分なりと軽減せんと試みました。従いまして、わが党は、原案の貨物運賃三割を二割五分に、旅客運賃二割五分を二割に、それ／＼その料率を引下げ、従いまして、これによる収入不足額は約三十億であります。この財源に充当するのには、国

鉄従業員の給与には全然手を触れず、動力費とか、修繕費とか、あるいは国鉄の交際費を含む業務費等、いわゆる物件費は総額が九百三十億円ござりますので、それを三割削りまして、この不足財源に充当しようとする修正案を立てたのでございます。この修正によりまして、国鉄はいやおうなしに経営の合理化、経費の節約の徹底をはからなければならぬのでござります。う。これがわが党のねらいでござります。しかしながら、この修正案も、十一月一日から運賃値上げを実行しようとして政府がこの法律案の審議を急いでおりましたので、関係方面との折衝に時間がかかつて間に合はなかつたのでござります。かくのごくにして、わが党の意見がいられない以上は、過大なる国民負担の増加を来し、わが国経済の再建に悪影響を及ぼすおそれのあります政府原案のごとき高率運賃値上案をそのまま国民に押しつけることは、とうていできがたいところでございます。(拍手) これが反対の理由でございます。

なお最後に一言申し上げたいことは、このたびの政府原案に対して、自由党の諸君は、いわゆる青森と函館の間の青函連絡船、また宇野・高松の間の連絡船、この連絡船の船賃について、大休わが党の線に近い二割程度の引下げ修正案を出しております。連絡船は、御承知のごとく列車と列車との間の連絡区間であつて、ほんとうの最短期間でありまうので、むしろ、かような末節的な修正をして、歴大なる列車の運賃の修正をしないところに本末転倒があると思ひます。これはおそらく自由党の諸君もこのたびの運賃値上げに対しては賛成していない、お茶を濁す証左ではないかと私は思ひます。(拍手)

以上のごとき理由をもちまして、わが党は、このたびの政府原案並びに修正案に対して反対の意見を表明するものでござります。(拍手)

○議長(林達治君) 川島金次君。

○川島金次君 登壇

○川島金次君 私は、ただいま上程になりました日本国有鉄道運賃改正に関する法律案に対し、日本社会党を代表して反対の討論をなそうとするものであります。(拍手)

端的に、冒頭結論から申し上げますならば、この国民生活にきわめて重大な関係を持つ鉄道運賃の今回の引上げをもつて、政府の経済政策中最も重大な根拠をなす物価政策について、この運賃の引上げを終点として物価が安定し、国民生活が安定するとともに、この改正案の一部の目的である国鉄四十九万諸君のベースの引上げによつて、今日及び将来ともこれら諸君の生計の安定が確保されるという有力な裏づけがあれば、あえてわれ／＼もこの問題に云々をいたさうとするものではござ

いません。しかるに、この運賃の引上げを契機といたしまして政府の経済政策の破綻の端緒をつくり、国民生活並びに国鉄四十数万諸君の生計の確保は断じて得られないであらうという見通しがきわめて明瞭でありますので、われ／＼はあえて本案に反対をいたすのであります。(拍手)

政府は、この法案の提出理由の一として、朝鮮事変以来の物価の暴騰、第二には、国鉄四十数万職員諸君の生計費を補うことをもつてその目的とするといふのでござります。しかるに、朝鮮事変以来今日に至るまで、およそ重要資料においては三十割、一般物資においても、驚くべき四割、五割の物価騰貴を見ておるということは、諸君も御存じの通りであります。しかし、この物価騰貴は、必然的な物価騰貴ではなくて、政府が朝鮮事変以来の日本経済の前途に対する見通しを誤り、その物価政策に対する基本的な確固たる政策がなかつた無能の結果であると、われ／＼は断ぜざるを得ないのであります。(拍手) この政府の物価政策、経済政策に対する無能と無策による日本国有鉄道内の経理上における赤字を、われ／＼国民の生活に重大なる関連を持つた運賃の引上げ——これを言いかえれば、国民大衆の犠牲において、おのれの経済政策の失敗を国民に転嫁いたさうとする、この徹岸無比の政策に對しましては、われ／＼日本社会党

は、国民の名において断固反対せざるを得ないのでございます。(拍手)

日本国有鉄道の経理の内容について、政府は、本年度このままで経営をいたすならば、およそ五百億の赤字が出るのだと説明をいたしております。

しかも、その赤字のうちに、物価騰貴によるものの赤字補填が入割増を占めており、国鉄職員の基本・アップによる歳出の増加は、わずかにその総予算の中の二割弱にすぎないのであります。この事実にかんがみ、ややもすれば政府與党の諸君は、この国鉄の運賃の値上げは国鉄職員の基本・アップが最大の理由であるかのごとく吹聴するに至りましては、おのれを欺き国民を欺くのははたしきものでないでしょうか、(拍手)

しかも、一步退いて、政府の今回の値上げをいたそうとする理由の中の二つである国鉄職員の給與増額に伴うところの歳出の増加はわずかに九十億円内外であるのでありますが、これをどうしてもやらなければならないといったしますならば、政府の財政の中には、これを補つてもなお余りある財源が十分にあるのであります。たとえてこれを申し上げるならば、諸君も御承知の二十六年度の予算の中には、驚くなかれ、実に七百五十四億に上る見返り資金勘定の経済再建費が、いつの間にか国民の目をかすめて大蔵大臣のポケットの中に隠されておるのであります。

さらにも、はたはしきに至りましては、今回の補正予算の上にもたして、も願を出した外為特別会計の三百億円のほかに、本年度当初予算から引続いたため込まれた外為特別会計の総予算額は、実に驚くなかれ数百億に上つており、この膨大な国民の税金であるところの経済再建費、あるいは外為の数百億に上るこのポケット・マネーは、繰返して申すまでもなく、ことごとくが国民の血税の結晶であるのであります。従つて、この国民の血税の結晶である財源は、国民の生活を安定し、また政府の事業に挺身精勵いたしておるところの職員諸君の生計に充てることこそが、すなわち経済財政政策の根本的に必要な政策であるといわなければならないのであります。

しかるに政府は、かくのごとき根本的な政策を無視し、国有鉄道のいわゆる独立採算制に名をかりて、あえて国民生活を不安に陥れ、しかも国有鉄道に携わる職員諸君の基本・アップを暫定的にいたしても、今後の物価の事情、今後の政府の誤つた政策に伴うインフレへの過程とあらしの中に、今更に行わんとするわずかなベイス・アップをもつてしては断じて国有鉄道の諸君の将来の生計の確保は不可能であるということは、きわめて明白な事実であるのであります。ゆえに、私どもは、もし一步退いて国有鉄道の経理の完全を期せようといはしますならば、以上私が申し上げた、ポケット・マネーであるところの膨大な血税が、ひそかに政府のふところに入り込まれてあるものでありますから、この方の財源を国有鉄道の経営面に投資したることによつて、この政府の経済政策の失敗による日本国有鉄道の赤字補填の方法はあるではないかということ、われわれは強調いたさなければならぬのでございます。

池田大蔵大臣は、今回の補正予算の説明の前提において、この補正予算を通ずる吉田内閣の財政経済政策の根本は安定であり、能率化であり、繁榮であると誇稱いたしておりますが、われわれの立場からこれを冷静に通観いたしますならば、この補正予算、なかなか鉄道運賃の値上げ、郵便料金の引上げ、さらにさかのほつては八月一日から実施した米価の引上げ、さらにまたガスあるいは電気料金の引上げ等、陸續と国民生活を圧迫せんとするインフレ助長政策によつて、この補正予算を通じて、日本の経済の将来は、安定どころか不安に突進し、能率化どころか、日本の国民経済は思わぬ混亂に巻き込まれ、国民経済は繁榮どころか、勤労大衆はこの吉田内閣の経済政策、誤つた物価政策の犠牲にあつて、いよいよ窮乏の底に追いやるれるであらうということ、われわれは明言いたしました。遺憾ながら本案に反対を表明するものであります。(拍手)

○議長(林義雄) 江崎一治君

(江崎一治君登壇)

○江崎一治君 結論を先に申しました。私は、日本共産党を代表いたします。私は、ただいま上程されましたところの国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案並びにその修正案、すなわち国鉄運賃の値上げ法案に絶対反対するものであります。

今回の国鉄運賃の値上げ問題は、一パブリック・コーポレーションであるところの国鉄部内に限られた問題ではなく、最近の主食の値上げを筆頭とするところの電力料金の値上げ、肥料の値上げ、さてはガス、電信、電話、郵便料金の値上げ等とともに、現吉田内閣の許すべからざる反人民的政策の現われの一つであると考へるのであります。(拍手)試みに、これら一連の値上げ問題の理由を個々別に政府にただしてみると、彼らは異口同音に朝鮮動乱以来の物価の値上りを云々するのであります。まづたくこれははやむを得ないことだと弁明するばかりであります。この際、真の政治的責任の所在と、よつて来る原因を明確にする必要があるものであります。そのためには、朝鮮動乱勃発後一箇年間に、アメリカの大資本と融着した日本の独占資本がいかに巨大な利潤を得たかを明らかにするとともに、平和的中小企業者並びに労働者がいかに破滅的な打撃を受けたかを明らかにする必要があります。

あるものであります。すなわち、朝鮮動乱直前の昭和二十五年三月、四月を基準として、一年後の昭和二十六年同期における日本の大資本の得た利潤率を比較いたしますと、次のこととなるのであります。紡績は、これは大会社十社平均であります。セメント会社は三社平均四・四倍、鉄鋼は六社平均、三社平均四・四倍、鉄鋼は六社平均、三社平均四・四倍、非鉄金属六社平均三・六倍、銀行は六社平均三・五倍になつてゐるのであります。

以上のように、独占資本は朝鮮動乱による戦争景況で巨大な利潤を保證され、ますます物価高に拍車をかけたのであります。これが今回の国鉄運賃値上げの直接の原因であつて、一口でいへば、今回の国鉄運賃の値上げ法案は、米国の大資本と手をつなぐ独占資本に對し巨万の戦争利潤を保證するために、貧困な人民大衆から、なけなしの生活費まで奪い去る法案である、といふことができるのであります。

(拍手)

日本国は憲法によつて戦争を放棄した、特に侵略的戦争行為はまったくこれを放棄したはずであるのに、吉田内閣は帝國主義者の下請を好んで引受け、昨年六月以降は、實質的に朝鮮戦争に介入したのであります。朝鮮人民——のための武器、兵器の製造はもちろんのこと、日本人を朝鮮——に参加さ

せておいて知らぬ顔しているのではありません。特に許すべからざることは、吉田首相が何ら法的権限能力がないにかかわらず、明らかに国際條約に違反して米國中心の單獨講和を強行し、特に重大なことは、だれにもはからず、内容不明のまま、日米安全保障條約、すなわち中華人民共和國並びにソビエト同盟を——とする日米軍事同盟に調印したことであります。かくて、戦争の危機は、われわれ日本民族に時々刻々近づきつつあるのであります。

朝鮮戦争以来、国内には、打続く失業のありしと、とめどもない物価高の前に打ちひしがれた、その日の生活にも事欠く失業者、半失業者の数が実に一千数百万に達しております。新聞紙は、連日のように一家心中や人身の売買を報道しておるではありませんか。政府は、みずから手首を切つた数十万の公務員に對してさえ、きわめて冷淡であるではないか。二言目に、自由党の諸君は、自由にして民主的な政府だとうそぶくのであるが、自由にして民主的な政府とは、人民に對してかくも無責任な政府のことか。また諸君が、何かの一つ覚えのように、對外的には——であり、對内的には自由のない——政治だ——とこのソビエト同盟や中華人民共和國には、今やどこを探しても、一家心中や人身売買は禁じたくともないのであります。

す。根本的に侵略を必要としない社会主義制度の國、すなわちソビエト同盟や中華人民共和國をつかまえて——を押し、いわゆる真空状態に對する國民的危機といつたような仮裝の幻想を人民に與え、戦争準備を合理化し、人民を失業と低賃銀と苛酷な税金に苦しめ、憎むべき帝國主義者に奉仕するあらゆる政治方針に反對するものであります。

この政治的観点から、國民の生活に重大なる比重を持つところのこの國鉄の値上げ法案に對しましては、わが共產党は断固反對するものであります。

○議長(林義雄君) 石野久男君。

○石野久男君 私は、労働者農民党を代表して、ただいま上程されております國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に反對の意思を表明するものでございます。

今回の運賃改正に伴う直接の原因は、國鉄経営の中に約五百三十三億の赤字が出た、その赤字をどのようにして埋めるかということから発せられております。しかも、これに對しては、國鉄及び運輸省の當局においてもそれなぐ頭をひねつた後に、百七十二億がどうしても処理できない。そこで、運賃値上げとしての旅客二割五分、貨物三割の値上げになつて来たのであります。この問題を私たちが処理するにあつて、ここに於てある赤字を、はたして國民大衆が責任をもつてカバーすべきものであるかどうかということが、第一に問題になるのであります。

われわれは、この赤字が出ることに對しての直接の當局である國鉄そのものについて考えをいたさなければいけません。日本國有鉄道公社が発足したときに、すでに國有鉄道それ自体の性格が非常にゆがめられました。そうして、鐵道の持つ公共性と營利性の問題が矛盾するままに今日の公社制度に移行したのであります。この矛盾する性格の中から、赤字の克服の方策がどうしてもまかせないものが出て来たといわれ／＼は見るのであります。山崎運輸大臣の言葉をかりていえば、今日の國有鐵道のあり方というものは、ちょうど中二階の暮しのようなのだ、こういう発言をされております。まさにその通りの性格をもつて今日の國有鐵道が運営されているのでございませう。

われわれは、この問題を解決するためには、どうして國鉄の持つ公共性をもつと率直に認めなければいけない。そうして、今日ある國有鐵道法の改正が、根本的にローレションの性格から國營への形に移行されなければならぬと考へるのであります。この公共性を積極的に推進することによつて、私たちはこの赤字克服の問題を考へて行く。

津田局長が、今回の運賃値上げの法案の提出にあたりましての説明に、このようなことを言つておる。貨車の輸送効率においても、石炭の消費量においても、あるいはまた職員数においても、それ／＼國鉄内部においては合理化が行われた、それは戦前のそれに匹敵するまでに合理化が行われておる、しかるに、この合理化でもまかない切れないものが朝鮮戦争以後の資材の騰貴となつて現われ、そしてこれが今日のこの運賃値上げの要因であるといふことを説明しておるのであります。私どもは、この運賃値上げの問題の直接の要因である朝鮮戦争そのものは決して日本の國民大衆の責任であるとは考へていない。この問題こそ、われわれは政府がその施策の中から出て来た大きなあやまちの結果であると信じておるのであります。従つて、われわれは、この運賃値上げの問題を考へるにあつても、さきに言つたように、國鉄の持つ公共性の問題と、しかもその直接の要因である朝鮮戦争とからみ合せても、この赤字の補填は、今日生活に苦しんでおる國民大衆の責任に歸すべきものではない。それはすべて政府の責任において行ふべきである。これは明らかに一般會計の責任において処理すべきものであるといふことを断ずるものであります。

昭和二十六年年度の補正予算を見るに、その中には、財政法の二十五條に

基く翌年度繰越しの財源がいろいろと組まれておる。警察予備隊の金として三百十億、あるいは平和回復善後処理費としての百億、その他等々数百億の金が、あるいはインヴェントリファイナンスとなり、その他いろいろとして残つておるのであります。私どもは、今日のこの國鉄の赤字を補填するための運賃値上げということについては、ただいま申し上げました、一般會計の中に隠されておる、もつと端的に言へば翌年度繰越しとなつております数百億の金、池田大蔵大臣がそのポケットに握つておるこれらの金が、率直に言つて、この赤字補填のために使用されてしかるべきものであると信ずるものであります。(拍手)

今日われわれは、このような苦しい中から、國民經濟に圧迫を加へ、しかも國民の生活に非常な苦しみと與へるような値上げに對しては反對せざるを得ない。津田局長は、國鉄運賃の改正といふこのパンフレットの中に、われわれ／＼に對し、日本の現在の國民生活の中においては、これだけの運賃値上げをカバーするだけの負担能力を持つておるといつておる。しかし諸君、はたして國民生活の中にそれだけの負担能力を持つだけの國民の実態があるか。今日至るところに餓死者が出、至るところに失業者がたむろしておる。この実態の中から、はたしてこの運賃を背負つて行くだけの力が出て来

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 郵便法の一部を改正する法律案外一件

るのであるか。その力を持つ者こそ、朝鮮事変によつてもうけをなした人々よりほかにはないものである。われ／＼は、このような国民生活に圧迫を加える運賃値上げに対しては反対するものである。

また輸送内容の改善が行われたというところを、しば／＼當局は言つておるのでございませう。しかしながら、輸送内容が改善されていながらも、今日なお二百数十万トンに及ぶところの滞貨が日本の国内にたむろしておるのである。諸君はこれを見れば、国鉄経営の中におけるところの改善合理化、そしてこの輸送内容の改善は、いずこの面において行われたかということをも、もう一べんしつかり考えなければならぬ。われ／＼は、この改善こそ軍需輸送のためにのみ改善されていると信じているのである。諸君は、二百数十万トンの滞貨が全国各地にあるという実態を知つてはいるはずである。この滞貨は民需品の面においてあるのだ。そして改善されたのは、ただ軍に進駐軍列車としてのみ改善されておるだけである。われ／＼は、今日出ている赤字はすべて政府が行える政治の結果として出て来ているものでございませう。私どもは、この滞貨の実態が、日本の国民生活の上に、国民経済の上に與

えている影響と、そしてそのことが、今日の日本の生活、国民の生活を圧迫しているという事実に基づいて、この運賃の値上げの負担をすべき責任は、すべて政府と、その列車を利用するその部門においてのみ持たるべきものであると信じております。しかるに、われわれは軍需輸送についての多くの資料を要求したけれども、政府當局は、占領下においてであるから、その事情を公表することができないと言つております。私どもは、このような事態の中において、すべてその負担を、負担すべき者の中からとることなく、国民大衆の中からとるやり方については絶対に反対するものであります(拍手)

いづれにいたしましても、今日行われようとするこの運賃の値上げは、日本におけるところの多くの働く大衆を圧迫し、しかもこれによつて日本の国民経済に非常に悪い影響をもたらすものであると信じております。三木経理局長の語によれば、この運賃値上げによつておのづから他の企業にも影響する、私鉄運賃はどうなるか、おそろく旅客においては三〇%以上の値上げを必至とするであろうということを言つております。国鉄におけるところの二割五分が、私鉄においては三割以上の値上げになつて行くという事実こそ、国民の足を奪うものである。われ／＼は、このような影響の中から、今日以後におけるところの日本の物価が一層

強く悪い方面に発展して行くことを信ずるのである。しかも、そのことがわれわれの生活を圧迫する。私どもは、このような理由によつて、絶対にこれに賛成することはできない。この運賃の値上げは、すべからず政府の責任において、一般会計の中から、その責をもつて処理せらるべきものであると信じております。

労働者農民党は、以上のような理由によつて、今日上程されておりますこの運賃の値上げに対しては絶対に反対するものであります(拍手)

○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○倉石忠雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、郵便法の一部を改正する法律案、郵便法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際

委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林義治君) 倉石君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

郵便法の一部を改正する法律案、郵便法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。郵政委員会理事風間啓吉君。

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第一号中「第四種のうち」(商品の見本及びひな形の「盲人用点字」のみを掲げた印刷物「三キログラム」を「第四種のうち盲人用点字のみを掲げたもの三キログラム」に改める。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第二十條第一項中「電気通信省」の下に「又は日本放送協会」を、「左のもの」の下に「省令の定めるところにより、」を加え、同條第二項中「他の法律に規定のあるもの及び」を削る。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條(第一種郵便物) 左の郵便物は、第一種郵便物とする。

一 筆書した書状(特定の人にあてた通信文を筆書(印章又はタイプライターによる場合を含む。))したもので、郵便葉書でないものをいう。以下同じ。を内容とするもの

二 開封しないもの(第二十六條第一項後段の規定により密閉したものを除く。)

第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端数ごとに十二円とする。

第二十二條第二項を次のように改める。

第二種郵便物の料金は、通常葉書にあつては四円、往復葉書にあつては八円、小包葉書にあつては五円とする。但し、十二月十五日から翌年一月十日までの間に省令の定めるところにより年賀状として差し出された通常葉書の料金は、三円とする。

第二十三條第四項中「三円」を「四円」に、「八十銭」を「一元」に、同條第五項中「千二百円」を「二千円」に改める。

第二十五條第二項中「六百円」を「千円」に、「九百円」を「千五百円」に改める。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條(第四種郵便物) 左の郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。畜産を内容とする郵便物で差出郵便局の承認のもとに密閉したものも、同様とする。

一 法令に基き監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物(筆書した書状を内容とするものを除く。)で省令の定めるところにより差し出されるもの

二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

三 植物種子、苗、苗木、茎根、樹皮及びびきのこで栽培又は培養の用に供するものを内容とするもの

四 畜産、家畜の卵、はち及び食用がえるで繁殖又は飼養の用に供するものを内容とするもの

五 法令の規定に基いて行行食糧の検査のため官公署相互間に発受する食糧の標本を内容とするもの

第四種郵便物の料金は、左の通りとする。

- 一 前項第一号に掲げるもの
重量百グラム又はその端数ごとに 四円
- 二 前項第二号に掲げるもの
重量一キログラム又はその端数ごとに 一円

三 前項第三号から第五号までに掲げるもの

重量百グラム又はその端数ごとに 二円

第二十七條(第五種郵便物) 第一種から第四種までの郵便物に該当しない郵便物は、第五種郵便物とする。

第五種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに十円とする。

第二十七條の次に次の一條を加える。

第二十七條の二(市内特別郵便物の料金) 左の條件を具備する第五種郵便物の料金は、前條第二項の規定にかかわらず、四円とする。

一 同一の郵便区(郵便局について定められる郵便物の配達区域をいう。以下同じ。)内、都の同一区内又は同一市町村内(京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市にあっては同一区内)のみに於いて発着するものであること。

二 重量が百グラムをこえないものであること。

三 同一差出人から同一内容のものを同時に百通以上省令の定めるところにより差し出されたものであること。

- 第三十一條中「二十五円」を「三十円」に、「三十五円」を「五十円」に、「四十五円」を「六十五円」に、「五十五円」を「八十五円」に改め、同條に次の一項を加える。

長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物で重量四キログラム以下のものは、前項の料金算定に当つては、重量四キログラムをこえ六キログラム以下のものとみなす。

第三十二條第四項中「並びに日本銀行」を、「日本銀行並びに社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第三十二條の二第二項中「一円」を「二円」に改める。

第三十四條第三項中「六百円」を「千円」に改める。

第四十三條第二項中「十五円」を「二十円」に、「三十円」を「四十円」に、「二十円」を「三十円」に改める。

第四十四條を次のように改める。

第四十四條(転送) 第二十七條の二に規定する市内特別郵便物以外の郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合においてあらたな住所又は居所が判明しているときは、これをそのあらたな住所又は居所に転送する。この場合には、当該郵便物が速達又は航空郵便としたもので、速達又は航空郵便の取扱をしない。

小包郵便物又は書留とした通常郵便物を転送したときは、郵政省は、配達の際あらたに受取人に左の料金を納付させる。受取人が納付しないときは、差出人がこれを納付しなければならない。

一 小包郵便物

当該郵便物があらたな住所又は居所にあてて転送する郵便局に差し出された場合と同一の料金(書留料以外の特殊取扱の料金を除く。)

二 書留とした通常郵便物

当該郵便物の書留料

第四十八條第一項中「二千六百六十円」を「三千円」に、「千八百円」を「二千四百円」に、「千四百四十円」を「千八百円」に、「百三十五円」を「百八十円」に改める。

第五十條第二項の表中「三百六十円」を「五百円」に、「二百四十円」を「三百二十円」に、「百五十円」を「二百円」に、「六百三十円」を「九百四十円」に、「四百二十円」を「五百六十円」に、「二百六十円」を「三百五十円」に、「千八十円」を「千五百円」に、「七百二十円」を「九百六十円」に、「四百五十円」を「六百円」に改め、同條第三項中「百八十円」を「百八十円」に改める。

第五十二條第一項に後段として次のように加える。

この場合には、当該郵便物が速達又は航空郵便としたもので、速達又は航空郵便の取扱をしない。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條(郵便物の還付の際の料金) 小包郵便物又は書留とした通常郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、あらたに左の料金を納付しなければならない。

一 小包郵便物

当該郵便物がそのあて先への郵便物配達を受け持つ郵便局に差出人の住所又は居所にあてて差し出された場合と同一の料金(書留料以外の特殊取扱の料金を除く。)

二 書留とした通常郵便物

当該郵便物の書留料

前條の規定により郵便物を差出人に還付すべきときは、料金が未納又は不足であるものについて、差出人は、その不納金額の二倍に相当する額の料金を納付しなければならない。

第五十八條第二項中「その現金の額と同額」を「その現金の額をこえない額」に改め、同條第五項を次のように改める。

書留料は、左の通りとする。

一 損害賠償額が千円以下であるもの
三十五円

二 損害賠償額が千円をこえるもの
千円をこえる二千円又はその端数ごとに現金を内容とするものにあつては五円、現金以外の物を内容とするもの

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 郵便法の一部を改正する法律案外一件

にあつては一円の割合で算出した金額を三十五円に加えた金額

第六十條第三項中「二十円」を「二十五円」に、「三十円」を「四十円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

速達とする通常郵便物で他の特殊取扱としないもののうち、その納付料金額が当該郵便物の料金及び速達料の合計額には達しないけれども前項の速達料相当額以上であるものについては、第五十一條の規定を準用する。

第六十條の二第四項第一号中「二十円」を「二十五円」に、同項第二号中「十円」を「十五円」に、「二十円」を「三十円」に、同項第三号中「十五円」を「二十円」に改める。

第六十一條第三項中「四十五円」を「五十円」に改める。

第六十二條第四項及び第六十三條第三項中「四十五円」を「五十円」に、「二十三元」を「二十五円」に改める。

第六十四條第四項及び第六十六條第三項中「四十五円」を「五十円」に改める。

第六十九條中「受取人の過失、当該郵便物の性質若しくは欠陥又は不可抗力」を「受取人の過失又は当該郵便物の性質若しくは欠陥」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2 昭和二十六年十二月十五日から昭和二十七年一月十日までの間に第二十二條第二項但書の規定により年賀状として差し出された通常葉書の料金は、同項但書の規定にかかわらず、二円とする。

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に私設されている郵便私書箱又は使用されている取集料又は使用料は、月割額による。

郵便法の一部を改正する法律案に対する修正案

郵便法の一部を改正する法律案に対する修正

郵便法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十一條の改正規定中「十二円」を「十円」に改める。

第二十二條第二項の改正規定中「四円」を「五円」に、「八円」を「十円」に、「五円」を「六円」に改める。

第二十七條の改正規定中「十円」を「八円」に改める。

第二十七條の二中「四円」を「五円」に改める。

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七條中「通常為替、電信為替及び小為替」を「普通為替及び電信為替」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條(普通為替) 普通為替においては、差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する普通為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する郵便局(その指定がないときは、受取人が選択する郵便局)において、差出人が指定する受取人(その指定がないときは、普通為替証書の持参人)に普通為替証書と引き換えに為替金を拂い渡す。

第十條を次のように改める。

第十條 創設

第十一條中「前三條」を「第八條及び第九條」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

為替金に関する受取人の権利は、差出人が受取人を指定しない普通為替に関するものを除いては、銀行以外の者に譲り渡すことができない。

第十六條第一項本文を次のように改め、同項但書中「通常為替」を「普通為替」に、「通常為替証書」を「普通為替証書」に改める。

普通為替証書及び電信為替証書(以下郵便為替証書と総称する。)の金額は、一枚につき、五万円以下とする。

第十七條を次のように改める。

第十七條(郵便為替の料金) 郵便為替の料金は、郵便為替証書一枚につき左の通りとする。

一 普通為替	為替金額千円以下の場合	三十円
	同 千円をこえ、三千円以下の場合	四十円
	同 三千円をこえ、五千円以下の場合	五十円
	同 五千円をこえ、一万円以下の場合	六十円
	同 一万円をこえ、二万円以下の場合	八十五円
	同 二万円をこえ、三万円以下の場合	百五十円
	同 三万円をこえ、五万円以下の場合	二百五十円

二四

同 三万円をこえ、四万円以下の場合 百二十五円

同 四万円をこえ、五万円以下の場合 百四十五円

二 電信為替

普通為替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

前條第一項但書の規定により制限額を引き上げた場合における郵便為替については、五万円又はその端数ごとに各別に郵便為替証書を発行したものとみなして、前項の例による。

郵便為替の料金は、差出人が第八條又は第九條の規定により現金を郵便局に差し出す際、これを納付しなければならぬ。

第十九條第一項第二号中「通常為替証書」を「普通為替証書」に、同項第三号中「通常為替」を「普通為替」に改める。

第二十一條第一項第一号を次のように改め、同條第二項中「十円」を「二十円」に改める。

一 電信為替証書を亡失したとき。

「第二章 通常為替」を「第二章 普通為替」に改める。

第二十五條第一項中「通常為替証書」を「普通為替証書」に改める。

第二十六條第一項中「通常為替」を「普通為替」に、「第十七條第四項」を「第十七條第三項」に改め、同條第二項を削る。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條(普通為替証書の記載事項の訂正等) 普通為替証書の記載事項の訂正又は拂渡郵便局の指定のまつ消は、郵便局が、差出人の請求によつてする。

第二十八條第三項を削る。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

第三十條第二項を次のように改める。

前項の規定による取扱については、差出人は、郵便又は電信に関する料金を基準として省令で定める料金を納付しなければならぬ。

第三十一條第一項中「通常為替」を「普通為替」に改め、同條第三項中「第二十七條第三項」を「前條第二項」に改める。

第三十二條第二項中「亡失され、若しくは」を削り、同條第三項中「十円」を「二十円」に改める。

第三十三條第一項中「通常為替」を「普通為替」に改め、同條第二項を削る。

第三十四條第二項中「第二十七條第三項」を「第三十條第二項」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條(振出請求書の記載事項の訂正) 第九條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局は、

差出人の訂正の請求があるときは、振出請求書の記載事項を訂正し、又は拂渡郵便局に訂正の請求があつた旨を差出人の指定に従い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局は、振出請求書の記載事項を訂正する。但し、既に為替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

第一項に規定する通知の取扱については、第三十條第二項の規定を適用する。

「第四章 小為替」を削る。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條(拂渡の停止) 電信為替の差出人が為替金の拂渡の停止を請求したときは、郵便局は、為替金を拂い渡さず、又は拂渡郵便局に拂渡の停止の請求があつた旨を差出人の指定に従い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局は、為替金を拂い渡さない。但し、既に為替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

為替金の拂渡の停止の解除の請求があつた場合において、その請求を受けた郵便局が拂渡郵便局でないときは、差出人の指定に従い郵便又は電信で拂渡郵便局に解除の請求があつた旨を通知する。

第一項及び前項に規定する通知の取扱については、第三十條第二項の規定を適用する。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條(適用規定) 電信為替については、第二十八條及び第三十條から第三十三條までの規定を適用する。この場合において、第二十八條第一項、第三十條第一項及び第三十二條第一項中「第八條」とあるのは、「第九條」と読み替へるものとする。

前項において準用する第三十二條第二項の規定による拂い渡しは、電信為替証書を亡失した場合においても、これをする。

第一項において準用する第三十三條の規定による拂渡郵便局及び拂い渡し郵便局の変更については、差出人又は受取人は、その料金として十円を納付しなければならない。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2 この法律の施行の際まだ為替金

が拂い渡されていない通常為替及び小為替は、この法律の規定による普通為替とみなす。

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

【風聞啓言登壇】

○風聞啓言 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案並びに郵便為替法の一部を改正する法律案に關しまして、一括して委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず郵便法の一部を改正する法律案の提案理由でありますが、郵政事業特別会計における赤字に対処し、その收支の均衡をはかりましたために、郵便に関する料金の全般にわたつてこれを改正するとともに、通常郵便物の種類体系等につきまして、一般利用の実情に沿うよう改正することを目的として、政府は本法案を提出するに至つたものであります。すなわち、昭和二十六年度予算におきましては、郵便事業収入の不足額三十四億四千万を一般会計からの繰入金によつてまかなうこととし、より早く予算の成立を見た次第でありましたが、朝鮮動乱勃発以来の物価高騰等によりまして、右予算は早くも年度当初すでに実情に沿わなくなつていたような状況であります。しかして、さら

に近く実施予定の給與ベースの引上げ、諸物価の高騰による郵便事業用品の値上り及び陸上運賃の値上りに伴う郵便物運送費の増加等を見込みますと、きには、極力経費の節減をはかるとともに、一方郵便事業の収入面において、予定外収入であるおよそ十七億円の程度の自然増収を見込みましたも、差引本年度内三十四億四千万、平年度において五十四億四千万程度の赤字を生ずる結果と相なるのであります。しかも、この平年度における五十四億四千万の不足額は、一般会計からの三十四億四千万の繰入れを受けた上での不足額でありましたがゆゑに、郵便収入の実際不足額は、実に現行料金による収入見込額の五割程度に相当し、金額において八十八億円の巨額に上る次第であります。しかるに、来年度以降におきましては、諸般の状況にかんがみ、一般会計からの繰入れはこれを期待することがきわめて困難な事情にあるので、ここに收支の均衡をはかるため、郵便に関する各種料金につき、全体として五割程度の引上げは、真にやむを得ないところであるというのが、政府提案の理由でございます。

次に、法案の要点について簡単に説明申し上げます。本法案は、前にも申し述べた通り、全体として五割程度の増収を見込んでいますものであります。が、個々の改正料金額の決定につきましては、料金相互の均衡、郵便の持つ

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号 郵便法の一部を改正する法律案外一件

公共性の点をも考慮に入れて、それぞれ引上げの割合を定めておるのであります。

今、改正料金のおもなものを申し上げますと、第一に、通常郵便物の料金におきましては、第一種書状を現行の八円から十二円に、第二種通常はがきを現行の二円から四円に、第三種のうち発行人等の差出す新聞を現行の八十銭から一円に、雑誌を現行の三円から四円に、第五種の印刷物、業務用書類等を現行の六円から十円にそれぞれ引上げようとしたのであります。

す、右のうち、はがきの料金につきましては、前回の改正の際に置きとされたこと及び第一種書状の料金との均衡、はがきの取扱いに要する経費等の点をも考慮し、特に大幅の引上げを見た次第であります。なお右のほか市内特別郵便制度を設け、同一市町村内等のみに発着する第五種郵便物を同時に百通以上差出す場合には、その料金を現行の六円から逆に四円に引下げたこと、及び年賀郵便に關し特別料金を定め、年賀状として差出されるはがきにつきましては一般料金より低料金の三円としたほか、特にその料金を本年度に限り二円に引き下げておることをつけ加えて申し上げます。

第二、小包郵便物の料金につきましては、小包と同種の鉄道小荷物運賃の予定引上げ率をも考慮し、おおむね三割程度を引上げておるのであります。第三に、特殊取扱の料金につきましては、現行料金が相当高額となつており、引上げの余地が少ないので、おおむね五割程度引上げることとしたのであります。

次に通常郵便物の種類体系の改正であります。現行の種類には、第四種の印刷物、業務用書類、商品見本等のように認定の非常に困難なものがあつて、利用上にも取扱上にも支障が少くないので、これらの認定を容易にするように、種類の区別を整理いたしておるのであります。

その他郵便の取扱方法につきましては、郵便利用の實際に適合せしめるため、現金等を郵便で送る場合に、これを書留にするかいは差出人の任意とするに改めましたほか、特殊取扱郵便物の転送、還付の際の取扱い方、料金不足の速達郵便物の取扱い方及び損害賠償の免責範囲等につきましても、実情に沿うように改正しておるのであります。

以上、郵便法関係の説明を終りました。次に郵便為替法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。本法案は、通常為替と小為替制度の統合、郵便為替証書の金額の制限額の引上げ並びに料金の不均衡の是正等により事務の簡素化をはかろうとするものであります。その内容は次の通りでございます。

第一は、通常為替及び小為替の制度を統合し、普通為替制度を新設したことであります。すなわち、現行郵便為替のうち通常為替は、案内式であるため複雑な手数を要するとともに、その利用度も低いので、事務の簡素化をも考慮し、通常為替と小為替を統合して、小為替制度に類似の普通為替制度を設け、普通為替におきましては、受取人の指定を差出人の任意事項としたのであります。

第二は、郵便為替証書の金額の引上げであります。現在郵便為替証書一枚の金額制限は、通常為替証書及び電信為替証書が一万円、小為替証書が二千元であるのを、普通為替証書及び電信為替とも五万円に引上げておるのであります。

第三は、郵便為替証書の金額制限の引上げに伴ひまして料金の段階に変更を加へ、これに対応する新料金を設定したことであります。しかして、右料金の決定にあつては、他の送金機関における送金料をも考慮し、かつ高額送金に對し不当の料金を課していた不合理を是正しておるのであります。

以上、政府提案にかかる両法案の概要につき御説明申し上げたのであります。また、両法案の付託以来、委員会は数回にわたり會議を開き、また提案の理由を聞き、引続き政府との間に、両法案の施行期日と利用者に

對する周知に要する期間との關係、郵政事業の公共性にかんがみ、郵便料金の引上げと、そのとらんとする独立採算制との關係等につき詳細な質疑応答を重ねましたほか、昨二十六日には、法案の重要性にかんがみまして、特に學識経験者及び利害關係者をお招きいたしまして、参考意見を聴取いたしました。その詳細につきましては、たゞ前に申し述べました参考人におきましては、おおむね今回の値上げ案をやるを得ないものとして認する立場をとりながらも、郵政事業の性格上、それに対し独立採算制を堅持しようとする点及び第一種書状と第二種はがきの料金の比率等については疑問の余地が少なくない旨の発言が多かつたことだけを申し添へたいと存じます。

かくして、委員会は本日両法案の質疑を終了いたしました。その後自由党を代表いたしました、不肖私より、郵便法の一部改正案中、第一種の書状の料金を十円に、第二種のうち通常はがきを五円に、往復はがきを十円に、小包はがきを六円に、年賀はがきは今年度は引き上げとし、来年度よりこれを四円にそれぞれ改めるとともに、第五種の料金を八円に、市内特別郵便物の料金を五円に改めたいという修正意見を述べました。次いで討論省略の上、ただちに採決に入りまして、郵便法の

一部を改正する法律案につき、私の提出の修正案に對し賛否を諮りましたところ、多数をもつてこれを可決、引続き右修正案の修正部分を除く残余の原案も同じく多数をもつて可決すべきものと議決いたしましたのであります。すなわち郵便法の一部を改正する法律案は修正議決を見た次第でございます。次に郵便為替法の一部を改正する法律案につき採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしましたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林義朗君) 討論の通告があります。順次これを許します。受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕
○受田新吉君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま上程せられております郵便法の一部を改正する法律案に對し、その原案並びに修正案のいずれも反對の討論を試みんとするものであります。(拍手)

私がまず申し上げたい点は、その反對理由の第一といたしまして、郵便事業というものの公共性を著しく阻害するといふ点でございます。そも郵便事業を官営といたしました理由の根本的なものは、この郵便の公共性であり、大衆サービス機関としての郵便事業であつたのであります。この重要な基本を失ふことにより、今や郵便事

業に對し、その独立採算制の立場から、従業員の待遇改善その他の費用に對しては郵便事業の收入で自給自足体制を以てし、烙印を押さうとした法案が、この改正法案なのであります。私は、この問題に對しまして、少くとも従業員の待遇改善という点は、いわんや民主国家として重点的な施策でありますけれども、この待遇改善に名をかりて、今まで郵便事業の公共性を重視して一般会計から本年度三十四億を繰入れていたこの政府事業の国家的な保護を、今や独立採算の立場から利用者の負担に帰せしめようとしている点、まことに官營事業の本質を失うものといひまして、遺憾この上ないのでございます。(拍手)

皆さん、本日上程せられてゐるこの郵便法の改正、その奥にひそむものは、かつて郵便事業と對峙してやつておりました簡易保険、郵便貯金、郵便年金等の積立金の運用権を、大蔵省が資金運用資金としてひつぱつて歸りまして、この大衆の零細資金を一部の特権階級に利用させること、國家資金統一の美名のもとに資本主義的な財政資金として流用している点、こういう大衆の零細資金をその方面へ持つて行つておきながら、特別会計、一般会計の區別はありますけれども、一般会計から官營事業としての繰入金を押えんとして、今同種なる理由によりまして

繰入金は不可能となりましたによりまして、と提案理由に説明されたこと、これは、現在の政府の理想が、大衆の零細資金を資本主義の立場に利用すると同時に、官營事業そのものを、公共企業体でもない郵便事業を獨立事業を獨立採算の立場に追ひ込んで、従業員の苦しみの中に、あるいは大衆の郵便料金値上げ負担という庄力の前にこの当面の問題を糊塗しようとする政策のほんの何ものでもないと思ふのであります。(拍手)

次に、この問題の反對理由の第二といひまして、国全体の経済政策の立場から、物価体系の立場から、今や漸次進行しつつあるインフレを助長するごとき諸般の値上げがなされておきまして、わけて電気料金、水道、ガス料金、またコーポレーションの立場に立つて、先ほど上程、議決されました国鉄運賃の値上げのごとき一連の値上げ態勢がとられまして、最後に残つた一つの官營事業といひましての郵便料金の値上げまで手をつけたという問題であります。この点におきましては、現在のインフレの進行状況から見て、ある程度の値上げやむなしといひたしまして、少くとも官營事業であり、直接國家が担当する公共事業、公共性ゆたかなこの郵便料金の値上げは、最後に取上げらるべき問題ではなかつたでございましょうか。この物価

体系をこわし、インフレを助長し、池田さんがしばしばこの席で述べられますること、現在経済は安定したと大々を切られる面が統々とこわされて行き、今や祖國再建の新たな希望の経済政策に對して、この郵便料金の値上げを通じて、大衆がその生活に重圧を感じ、インフレ進行に役買うといふ恐るべき結果の起ることを、心より憂うものでございまして。(拍手)

皆さん、この意味におきまして、二点を中心といひまして、日本社会党が勤勞大衆の立場から、従業員の待遇改善は國家みずからが國家財政のものでなすべきであつて、大衆の負担に歸するやうな、利用者負担本位の政策をとるというところに非常な矛盾のあることを鋭く追究いたし、ここに斷固として本法案に反對をいたしなすことに、わけて郵便はがきのごとき、二円より一圓五円といふ、いまだかつて見ない二倍半という高率の値上げが斷行されるといふことは、まことにインフレ進行に徹底的拍車をかける立場から、自由党の諸君も猛烈に反省をせられまして、本法案に對し、諸君も少くとも反對の意思表示をされんことを要望いたし、ここに討論を終りたいと思ふものでございまして。(拍手)

○議長(林義朗君) 柄澤孝子君

○柄澤孝子君 柄澤孝子君

○柄澤孝子君 私は、日本共産党を代表いたしまして、郵便法の一部改正

法案並びに郵便法の一部改正法案に對し反對の意見を申し上げるものでございまして。

昨日まで、政府は、この修正案の提出につきましては予想だにしないものでございまして。しかるに、委員長が選ばれた参考人——委員長に一任して招集された参考人——委員各人が、今度の改正法案、いわゆる郵便料金の値上げに對しまして、まことに安当なものではないという立場から、むしろ反對の意見が場内を圧したのでございまして。今日に至りまして、急遽委員長はこの修正についての意見をまとめ、自由党内はこのためにまことに混亂したといふことを聞いております。私も、この反對討論の草稿を書くこともできず、社会党並びに共産党の委員の代表としてこへ上つて参りましたのは、つい数十分前までこの委員会の採決がなか／＼とまらなかつたからでございまして。このやうな経過は、今度の補正予算の審議にも關係いたしまして、さすがに與党内部にも安当でないという空気があることは當然なものでございまして。

しかも、特に郵政省關係の予算におきましては、衆議院並びに参議院をあげまして、院の決議としてたび／＼繰返しておりましたところの、あの運用権の問題を無視することができないのであります。私も共産党といひましては、第一には、公共事業の建前から低廉であるべき、郵政者の管轄でございましてこの郵便料金が、従業員の給与の値上げといふことを口実にいたしまして、それに便乗してここに上程されたといふ、この態度でございまして。しかも、一般会計からはまったく繰入れる余地がないといふことになりまして、予算の審議もまだ十分盡されておられませんうちに、これがここに上程されていくといふ、この状態でございます。予算委員会におきまして當然論議されるべきところの、あの預金部資金の運用権の問題、あるいは一般会計から當然繰入れるべき予算があるかないかといふ審議を抜きにいたしまして、郵政委員会だけの審議でこれが上程されることは、まことに當を得ないことなものでございまして。(拍手) 少くとも運賃に關しましては、予算委員会に特に取り上げまして、動亂以後の資材の値上げその他につきましても十分検討し、どこに赤字の原因があるかといふことが、総合的に國の財政全体の立場から検討されているのでございまして。しかも、國民大衆に最も密接な關係を持つております郵便料金は、その手続すらとられていないのでございまして。

時事新報社の重役として参考人に呼ばれましたところの有竹といふ参考人は、國家予算の中には含み予算があつて、明らかに予備の予算があるといひ

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議第九号 議長の報告

ことを言つておる。しかも、自然増収で税額は上るといふことも言われておる。含み予算といふものがありながら、なぜこの郵政予算の方に一般会計から繰入れることができないかといふことは、これは明らかに日本の吉田内閣の財政方針が大家を犠牲にいたしまして、一路軍事的な予算の編成方針によつておるからであります。

この問題になつております運用権の問題でございますが、これはいかに従業員が犠牲になつて、そして従業員が血と汗によつて築かれていくかといふことは、数字の上でも示されているのでございまして、資金運用部の原資の中には、郵便貯金といたしまして、補正における増減の中に六十億計上され、簡易保険は三十億計上されております。補正後の額と合計いたしますと六百九十億、約七百億に上るほどの巨額な額が、あの郵便従業員の血と汗によつて国家の財政に寄與しているものであります。しかも、それがいかに使われているかと申しますれば、軍事的な再編成になつておりますところの電通に百六十億、さらに金融債、軍事公債なども復活いたしましたして、特需会社等に対する金融債の発行といふことが問題になつておりますけれども、これらに對して二百九十七億、このように巨額なものを、六百億近い、全従業員の血と汗によるところのあの集結を

しも改善されず、これに對する補正予算の裏づけは一文たりともない。さらにあの健康保険の保障もない、また共済組合の保障もない、常勤的非常勤といふような状態に苦しんでいる人々を……

○議長(林義治君) 時間が経過いたしましたから……

〔発言する者多し〕

○桐澤孝子君(統) 定員に繰入れるといふような措置を講じていない本法案に對しまして、まったく欺瞞的なものであるといふ建前から、大衆を犠牲にして、軍事的に奉仕する本法案の趣旨に對しまして反対の意思を申し述べるものでございまして。(拍手)

○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。

まず郵便法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に郵便法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。午後四時二十八分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君
運輸大臣 山崎 猛君
郵政大臣 佐藤 榮作君
電氣通信大臣 岡野 清麿君
國務大臣 岡野 清麿君

朗読を省略した報告

一、昨二十六日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

刑政長官 草鹿淺之介
民事法務長官 田中 治彦
水産庁次長 山本 豊
(内閣總理大臣官房 審議室長事務代理) 増子 正宏
總理府事務官

大蔵省主計 岸本 晋
局給與課長

一、吉田内閣總理大臣から林議長宛、去る二十五日議長において承認した久米武文を昨二十六日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、昨二十六日召集に應じた議員は次の通りである。
香川県第二区選出 福田 繁芳君

一二八

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 江花 靜君
人事委員 藤井 平治君
法務委員 淵上房太郎君
文部委員 山崎 好一君
通商産業委員 岡谷 光衛君

運輸委員 中村 幸八君
尾崎 末吉君
坪内 八郎君
満尾 君亮君
電氣通信委員 井上信實男君
犬養 健君
小峯 柳多君
森下 孝君

建設委員 高田 弥市君
決算委員 田中不破三君
高橋 權六君
一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 片岡伊三郎君
人事委員 小峯 柳多君
前田 正男君
法務委員 森下 孝君
文部委員 滿尾 君亮君
通商産業委員 井上信實男君
運輸委員 田中不破三君
高田 弥市君
岡谷 光衛君

電氣通信委員

高橋 權六君 中村 純一君

淵上房太郎君 中村 幸八君

山口 好一君

建設委員 坪内 八郎君

決算委員

大養 健君 尾崎 末吉君

一、二十六日内閣から提出した條約は次の通りである。

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された國際冷凍協會をパリに創設することを目的とする國際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件

一、昨二十六日委員會に付託された條約は次の通りである。

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された國際冷凍協會をパリに創設することを目的とする國際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件(條約第五号)

外務委員會 付託

一、昨二十六日參議院に送付した條約は次の通りである。

平和條約の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の締結について承認を求めるの件

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号

一三〇

昭和二十六年十月二十七日 衆議院會議録第九号

所 東京市役所庶務課